

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成29年8月2日(水) 午後2時59分～午後4時9分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥			15	沖田辰夫	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	淺野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	14	山首憲市				
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員(農地)	
		都築専門員(農政)		武田主査(農地)		村上囑託職員	
		井上臨時職員					
⑦	農 林 水 産 課	篠原課長		井上課長補佐		松田主事	
⑧	他 課	武田産業経済部長					
⑨	会 議 の 内 容	議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第55号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告 について					
		議案第56号 非農地証明について					
		議案第57号 下限面積(別段の面積)の変更について					
		議案第58号 大洲市農業委員会会議規則の一部改正について					
		議案第59号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第60号 農業振興地域整備計画の変更について					

事務局（局長）	<p>只今より、平成29年第8回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>まず、最初に農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付を行います。時間の関係で、あらかじめ代表の方を除いて、推進委員の皆さんのお席に委嘱状を配付させていただいております。代表の方を読み上げますので、宮浦会長から委嘱状をお受け取りください。</p> <p>長岡誠一様、前へお願いいたします。</p>
議長（会長）	（辞令交付）
事務局（局長）	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。</p> <p>開会にあたりまして、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
議長（会長）	（会長挨拶）
事務局（局長）	<p>本日改選後最初の総会でありますので、会議に入ります前に自己紹介をお願いいたします。池田委員さんより、地区名とお名前をお願いいたします。</p>
委員	（自己紹介）
事務局（局長）	<p>ありがとうございました。続きまして、市産業経済部長、農林水産課及び農業委員会事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p>
市産業経済部長、 農林水産課及び事務局職員	（自己紹介）
事務局（局長）	<p>産業経済部長におかれましては、他の公務のためこれにてご退席されます。</p> <p>（産業経済部長退席）</p>
事務局（局長）	<p>只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本会は、農業委員出席のみカウントいたします。</p> <p>出席委員は19名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>この際、傍聴人に申し上げます。</p> <p>農業委員会総会の傍聴に当たっては、審査案件に対して、賛成あるいは反対の意思表示をすることや、会議の妨害となる行為をすることは禁じられています。</p> <p>また、大洲市農業委員会会議規則第18条等に違反する場合は、退場を命ずることがありますので、念のため申し上げます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してありとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議席の指定を行います。議席は、只今ご着席の議席</p>

委員

(異議なし)

議長(会長)

とします。ご異議ありませんか。

ご異議ないようですので、ただいまの議着席をもって議席に決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、3番 長岡誠一委員並びに4番 尾山満則委員を指名いたします。

次に、日程第3、書記の指名を行います。

本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。

それでは、日程第4、議案審議に入ります。

議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農政係)

議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。

議案書1ページをご覧ください。

1番、東大洲の土地、田1筆・1, 262㎡は贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も引き続き、水稻の栽培をします。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。

2番、平野町野田の土地、田1筆・1, 510㎡は売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、栗を植栽する予定にしています。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。

3番、菅田町菅田の土地、畑3筆・合計474.24㎡も売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、露地野菜及び果樹の栽培を計画しています。

農業は、譲受人及び母が年間を通して従事しています。

4番、同じく菅田町菅田の土地、田2筆・合計1, 497㎡は贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も引き続き、水稻の栽培をします。

農業は、譲受人及び父母が必要な期間従事しています。

議案書2ページをお願いします。

5番、菅田町宇津字中村の土地、樹園地2筆及び畑1筆・合計1, 777㎡は売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、果樹及び野菜の栽培を計画しています。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。

6番、春賀の土地、田1筆・660㎡も売買による所有権の移転です。所有権移転後も引き続き、水稻の栽培をします。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。

7番、河辺町北平の土地、樹園地1筆・841㎡は贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も引き続き、果樹の栽培をします。

農業は、譲受人及び母が年間を通して従事しています。

以上、7件のご審議をよろしく願いいたします。

- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
- 6番 1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。
1番案件は贈与による所有権移転となります。
申請地は、大洲警察署の南西に約900メートルにある田1筆になります。
譲受人は、内子在住であります。親戚にあたる譲渡人が耕作できないとの理由から今回の申請に至っております。
譲受人は、ご主人とともに年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。
調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われまます。
ご審議の程よろしく願いいたします。
- 議長（会長） 続きまして、2番。
- 9番 2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。
2番案件は売買による所有権移転となります。
申請地は、このあと非農地証明と関連しますが、平野にある運動公園体育館から南西に約400メートルにある田1筆になります。
現在は、管理耕作の状態ですが、取得後は栗を植えられるということです。
譲受人は、ご主人とともに年間を通して農業に従事しており、申請地付近の農地も所有されておりますが、良好に耕作されており、所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。
調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われまます。
ご審議の程よろしく願いいたします。
- 議長（会長） 続きまして、3番、4番。
- 11番 3番、4番案件についてご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。
まず、3番案件についてご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。
当案件は、譲受人が転居予定先に隣接する畑3筆を売買により取得しようとするものです。
申請地は、菅田公民館の南東約1.5kmにある農地になりますが、この物件は大洲市の空き家バンクに登録されておりました。譲受人は、農地を30アール以上所有されておりますので、通常の3条申請となりました。
譲受人は、お母さんと共に年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませぬので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われまます。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで、野菜と果樹を植えられる予定であることから、特に問題はないものと思われまます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

続いて、4番案件についてご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

当案件は、お母さんから息子さんへ贈与するものです。

申請地は、先程と同じく菅田公民館の南東約900mにあり、現在も良好に作付けされています。

譲受人は、住職をされていますが、両親と必要な期間、農業に従事しており、また農繁期には地元の農家の協力を得まして耕作されており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、特に問題はないものと思われまます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、5番。

12番

5番案件についてご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。

5番案件は売買による所有権移転です。

申請地は、菅田町宇津の天貢集会所の北東約100メートルにある樹園地2筆と畑1筆で、譲受人の自宅付近にあることから、今回の申請に至っています。

譲受人は、ご主人とともに年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に不安はないものと考えまます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われまます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、6番。

21番

6番案件についてご説明いたします。議案説明資料6ページをご覧ください。

当案件も売買による所有権移転になります。

申請地は、三善公民館の西約400mにある水田地帯で、現在も良好に作付けされています。

譲受人は、自営で電気工事業をされていますが、子どもが独立したため、妻と一緒に農業の規模を拡大していく意向をお持ちです。

現在も必要な期間、農業に従事しており、耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきま

	<p>ても、現況の通り、水稻を作付けし、特に問題はないものと思われま す。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>続きまして、7番。</p>
33番	<p>7番案件についてご説明いたします。議案説明資料7ページをご覧ください。 7番案件は母から子への贈与による所有権移転となります。 申請地は、河辺支所から北東に直線で約8.5kmにある長崎という 集落にある樹園地1筆になります。 現在も梅や柿といった果樹が植えられており、良好に管理されてお ります。 また、譲受人は、譲渡人のお母さんと一緒に年間を通して農業に従事 しており、所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。 調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はな いため、特に問題はないものと思われま す。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はござ い ませんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可すること に ご異議はございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付す る ことに決定をいたしました。 次に、議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につ い て」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (主査兼農地係)	<p>失礼いたします。 説明資料といたしまして、現況写真等につきましては前のスクリー ン に映しますので、スクリーンの方も併せてご覧いただけたらと思 い ます。 それでは、議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申 請 について」ご説明申し上げます。 議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の8ページから16ページ を 併せてご覧ください。 1番、上須戒の土地3筆です。 申請地は山間部の農地で、申請人も高齢であり、また、他に耕作を 希 望する者もないことからヒノキを植林するものです。 申請地は、大洲市内の中心部から北西に約6.2kmのところ に 位置し、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地 の 集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判 断 いたしました。 なお、平成3年頃及び、平成20年頃にヒノキを植林されてお り 、このことにつきましては、是正を目的とした追認案件でありまし た ので、</p>

始末書を提出いただいております、県に違反転用事案報告書を提出する予定でおります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料8ページをご確認いただけたらと思います。

続きまして、2番、長浜町今坊の土地1筆です。

申請地は、山間部の農業用機械の乗入れが困難な農地で、農地としての維持管理が困難であるため、杉・ヒノキを植林するものです。

申請地は、大洲市内の中心部から北北西に約13.7kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料13ページをご確認いただけたらと思います。

以上、2件です。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

23番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。7月20日に事務局と申請者と一緒に現地確認を行いました。

説明資料の8ページから12ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題ないと考えます。

次に、農地転用の一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局より説明がありましたように、すでに、植林をされており、この件につきましては、本人も始末書を提出し、大変反省をされており。

また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、ほとんど山林に囲まれており、また、隣接農地におきましても、農地所有者からの同意は得ておりますので、各項目においても適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可は止むを得ないものであると考えます。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（会長）

続きまして、2番。

25番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の13ページから16ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題ないと考えます。

次に、農地転用の一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、山間部の農業用機械の乗入れの困難な農地であり、農地としての維持管理が困難であることから、杉・桧を植林し、山林として管理をしようとしているため、問題ないと思われ。

また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に、隣接する農地がありますが、農地所有者からの同意は得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから問題ないと考えます。申請地に、隣接する農地がありますが、農地所有者からの同意は得ており

ますし、各項目につきましても適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。

次に、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。

議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙議案説明資料の17ページから31ページまでを併せてご覧ください。

1番、東若宮の土地、1,129㎡の案件は、国道56号線や高速道路大洲ICの近隣で大型の日用品店・飲食店等が多いなど、利便性が良く需要が見込めることから、賃貸共同住宅を建築するため、申請地を妻から使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、徳森の土地、165㎡の案件は、申請地の隣に居住しているが、庭師の業務に必要な材料や鉢植えの置場・仮植場がなく不便であることから、新たに材料置場・仮植場として利用するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

なお、すでに一部が鉢植えの置場等に利用されていることから始末書が提出されております。

3番、長浜町櫛生の土地、120㎡の案件は、申請地の隣接地に居住しているが、老朽化していることから建て替えし、娘夫婦と同居するため、申請地を使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願い

	<p>いたします。</p> <p>以上、3件でございます。ご審議の程お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
2番	<p>失礼します。それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の17ページから21ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、19ページの位置図のとおり大洲市立図書館の東約30mに位置する農地です。</p> <p>まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の東側に農地がありますが、周辺農地の同意は得られているとのことから、特に問題ないものと思われま。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、2番。</p>
6番	<p>それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の22ページから26ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、24ページの位置図のとおり、徳森児童センターから北西に440m程のところにある農地です。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、東側に農地がありますが、譲り渡し人の農地であることから特に問題はないものと思われま。</p> <p>なお、一部を鉢植えの置場等に利用されていることから、始末書が提出され、現場でお話を聞いた際にも、大変反省されておりました。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、始末書を提出し、反省もしているようですので、追認許可は止むを得ないものと考えま。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、3番。</p>
26番	<p>それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の27ページから31ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、29ページの位置図のとおり、櫛生連絡所から東に約1km山間部、私の自宅から80mほどのところにある農地です。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま。</p>

	<p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われ ます。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、30ページの地番地 目図のとおり南側に農地がありますが、申請地より高い場所にあること から特に問題は生じないものと思われ ます。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許 可相当であると考えます。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございま せんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として 送付することにご異議はございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付する ことに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第55号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格 法人報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農政係)	<p>議案第55号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人に ついて」をご説明します。</p> <p>議案書5ページ及び議案説明資料の32ページをご覧ください。</p> <p>当議案では、前年度の事業状況報告がありました『有限会社 グリーン サラダ』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願 いするものです。</p> <p>1番 有限会社 グリーンサラダです。 確認要件は4つとなっています。</p> <p>一つ目、法人形態は、特例有限会社です。</p> <p>二つ目、事業要件ですが、すべてが農業による売上になりますので、 要件を満たしております。</p> <p>三つ目、議決権要件ですが、議決権60口すべてが農業関係者になり ますので、これも要件を満たしております。</p> <p>四つ目、役員要件。役員2名とも農業の常時従事者であり、なおかつ 農作業に従事する者が1名以上いるため、この要件も満たしております。</p> <p>以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載 のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われ ます。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認するこ とにご異議はありませんか。</p>

委員	(異議なし)
議長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第56号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (次長)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第56号「非農地証明について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書6ページ並びに別紙議案説明資料の33ページから39ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、平野町野田の土地、5筆、3,438㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地は、日当たりも悪く生産性も低いため約30年前頃に杉・桧を植林したもので、復旧が著しく困難となったとのことでございます。</p> <p>2番、菅田町宇津の土地105㎡の案件は転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地は祖父の代から植林されており、20年以上が経過し、復旧が著しく困難となったとのことでございます。</p> <p>以上2件、6筆、3,543㎡でございます。ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
9番	<p>それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。</p> <p>議案説明資料の33ページから39ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、説明資料34ページの位置図のように平野の運動公園から南に550mから750mに存する農地です。</p> <p>申請によりますと、申請地は、周囲を山林に囲まれ日当たりも悪く低生産農地のため、約30年前に杉・桧を植林したもので、復旧が著しく困難との申し出です。</p> <p>申請地は、現地調査による樹木の生育状況から、植林後に少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p>
議長 (会長)	<p>続きまして、2番</p>
12番	<p>それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。</p> <p>議案説明資料の37ページから39ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、38ページの位置図のように、天貢集会所の北50mほどの市道と市道に挟まれたところに存する農地です。</p> <p>申請によりますと、祖父の代から雑木が植林されていたもので、昭和</p>

26年生まれの自分の記憶にも山林の記憶しかなく、少なくとも20年以上は経過しており、復旧が著しく困難との申し出です。

申請地は、現地調査による樹木の生育状況から、植林後に少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

議長（会長） 只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長（会長） ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第57号「下限面積（別段の面積）の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 議案第57号「下限面積（別段の面積）の変更について」をご説明します。

議案書7ページをご覧ください。

当議案では、平成29年3月15日に定めた『下限面積（別段の面積）の設定について』の中にある『空き家に附属した農地に限定した設定について』は、農業委員会が指定した農地に限るとありますので、今回はその指定追加としてご協議願うものです。

1番 長浜町下須戒の土地、畑1筆・443㎡です。摘要にも記載しておりますが、所有者の母が平成26年4月頃まで居住していましたが、死去に伴い空き家となっております。また隣接する農地についても遊休化しております。

松山に住む娘さんが、『大洲市空き家バンク制度』に登録していたところ、購入希望者があったため、今回の申請に至っております。

なお、参考までに申し上げますが、今回の総会でご承認いただけましたら、次回の総会で『農地法第3条の規定による許可申請』が提出され、さらに次の総会で『農地の指定解除』の予定になってまいります。

以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、今説明しましたように地番指定することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、今回申し出があった農地について地番指定することに決定いたしました。

次に議案第58号「大洲市農業委員会会議規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第58号「大洲市農業委員会会議規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案書8ページ並びに別紙議案説明資料の40ページから42ページまでを併せてご覧ください。

今回の改正は、農業委員会法の改正により、新たに農地利用最適化推進委員さんが誕生したことから、推進委員さんに係る箇所等について改正しようとするものでございます。

議案説明資料40ページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっております。改正前の改正部分はアンダーライン、改正後のところは、赤字で表示しております。

まず、第2条ですが、農業委員さんに加え農地利用最適化推進委員さんにも会議の通知をしようとするものです。

第4条は、欠席の届出を規定しており、農業委員さんに加え、推進委員さんも欠席する場合は会長に届け出るように、実際には、事務局のほうに連絡して頂くようにするものです。

第6条は、会議の開閉について規定しているもので、農業委員さんばかりでなく、推進委員さんの出席が過半数に達しない場合にも延会とすることを規定しようとするものです。つまり毎月行う総会は、農業委員さん、推進委員さんのそれぞれ過半数の委員さんの出席がなければ、会が成立せず延会となりますので、万難を排してご出席いただきますようお願いいたします。

第10条は、両委員さんともに自由に質疑や意見を述べることを規定しています。

第11条から第16条は、動議・採択の方法についての規定で、議決は農業委員会法で農業委員が行うこととされていることから、それに沿った内容の規定としています。なお、通常は、第16条の規定のとおり、議長が議事の内容に対し異議の有無を会議に諮り異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告することで決せられますので、今日の会議につきましても輕易採択で議事が進められていますので、農業委員さんも推進委員さんも異議の有無、異議がなければ「意義なし」、異議がある場合は、手を挙げてご意見を述べて頂くような方法で意思表示をお願いいたします。

第17条は、議事録についての規定で、また第20条は、輕易な事件の処理についての規定となっております。

施行期日は、附則により公布の日からの施行といたしております。

説明は、以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありました。何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特にご質疑もないようですので、説明のあった規則を一部改正するこ

委員

議長（会長）

事務局

（専門員兼農政係）

事務局（局長）

議長（会長）

委員

とに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議ないものと認め、大洲市農業委員会会議規則を一部改正することに決定いたしました。

次に議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の9ページをご覧ください。

1番 引き続き、葉たばこを栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

2番 引き続き、葉たばこを栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

3番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数は、3件・4筆、また、利用権設定総面積は、17,597㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

あと、追加でご連絡いたします。

次月からの農業経営基盤強化促進法による新規の契約については、地元委員さんに現地確認をして頂くように考えています。今までは新規につきましても、更新につきましても、現地の確認は職員の方で行っていましたが、今後において、新規の契約については、地元委員さんに現地確認を集積の契約後に契約者から電話等によって連絡をしてもらうようにしますので、その連絡を受けて、現地確認をお願いします。

なお、契約内容及び土地の所在については、別途郵送で送付させていただきます。

また、契約者から連絡があった場合及び現地確認をした場合は、『活動記録簿』へも記載していただきますようお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

農業委員会法の改正におきまして、農業委員さんと、農地利用最適化推進委員さんの仕事の量が増えました。増えた内容としましては、集積について、新規分についての現地の確認をして頂くということにさせていただきたいと考えています。例えば、今回の案件で言いますと、9ページの3番についてになりますが、戒川地区でございますので、戒川地区担当の農業委員さんに所有者の方から新規で貸し借りをしたいとの電話がかかりますので、農業委員さんの方で現地確認をお願いしたいと思っております。図面等の書類については事前に送付させていただきます。また、現地確認等をしていただきましたら、活動記録簿の方にも、その旨を記載していただきますよう、よろしくお願いいたします。

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

（質疑なし）

議 長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。</p>
委 員	(異議なし)
議 長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、議案第60号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第60号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明申し上げます。</p> <p>議案書10ページ並びに別紙議案説明資料の43ページから46ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。</p> <p>1番、長浜町今坊の土地、7筆、3,769㎡の案件は、山間部の農地で、鳥獣被害も著しく、また、申請人も高齢であり、他に耕作を希望する者もないことから、杉・桧を植林し山林として管理するため除外の申出があったもので、他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。</p> <p>除外後の農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くなる、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性、及び一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>以上、1件、7筆、3,769㎡でございます。ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。</p>
25番	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>説明資料の43ページから46ページをご覧ください。</p> <p>まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題ないと考えます。</p> <p>次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、すでに、植林をされており、違反転用に関しましては、本人も始末書を提出し大変反省をされております。</p> <p>また、「周辺農地等への影響」につきましては、隣接農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきましても適切と思われることから、問題ないと考えます。</p> <p>よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外については止むを得ないものと思われま。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>地元委員さんより報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委 員	(質疑なし)

議 長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議はございませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本件は原案のりとおりに認めることに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。
